

随 意 契 約 結 果 一 覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
北海道旭川聾学校	教科書、指導書の購入契約	令和7年1月17日	株式会社 旭川富貴堂	1,720,840	教科書等は教科書取り次ぎ供給所以外から購入できず、価格も定められているため。北海道財務規則の運用方針第3節1の(2)による。	

注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。

2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。

3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称を記載すること。

4 公表の対象契約の内、特定調達契約以外の契約で公表の必要性がある契約において、契約の相手方が個人(事業者である個人を除く。)の場合にあっては契約担当者等は、北海道個人情報保護条例(平成6年条例第2号)等関係法令に従って取得した個人情報を適正に取り扱い、契約の相手方の個人名を公表しないときには、「契約の相手方」欄に「A」、「B」など個人名が特定できないように記載すること。

5 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。

6 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。